

論文の内容の要旨

論文題目 「文明の裁き」をこえて——対日戦犯裁判読解試論——

論文提出者 牛村 圭

第二次世界大戦後、日本の戦時指導者・軍人の戦争責任を訴追する極東国際軍事裁判（東京裁判）が開廷された。その冒頭陳述で、首席検察官キーナンはこの裁判は「文明の断乎たる戦い」であると宣言した。ナチスの被告たちを対象にほぼ同時期に開廷された国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）では、ジャクソン首席検察官が「真の原告は文明なり」と主張した。ここに、この空前の軍事裁判が「文明の裁き」と呼ばれる起源がある。

東京裁判開廷以来既に半世紀以上の時を闊した。その間に提出されてきた研究は、主に以下の観点に立脚していた。すなわち、起訴状にあった「平和に対する罪」「人道に対する罪」という事後法採用の是非の検討を主眼とする国際法、法廷に提出された証拠や起訴状・判決に見られる歴史解釈を検討する日本近現代史、さらに裁判の背後にある日米外交史、国際関係史、である。冒頭陳述が提示した「文明の裁き」に関しては、「文明の裁き」という形容が広く知れ渡っている一方、原告であった連合国の戦後の行動、とりわけ米ソ二大国の他国への軍事介入などを指摘し、原告が東京裁判で標榜した「文明」が如何に欺瞞に満ちたものであったかを指弾するにとどまっていた。すなわち、「文明の裁き」の実体に迫ろうとする本格的な検討は、研究史上なされてこなかった。

本論文は、今なお未開拓の分野と呼んでよい東京裁判の「文明の裁き」の実体、「文明」の本質を検討する試みである。序章において東京裁判の概要、「文明の裁き」の起源を確認した後、第一部（一章から四章）では、ニュルンベルク裁判との比較のもと、西洋文明の法廷（ニュルンベルク法廷）と非西洋文明の国日本を裁いた法廷（東京法廷）における被告の言動の異同を比較考察する。第二部（五章から九章）は、東京裁判にさまざまな立場で関わることとなった人物の東京裁判論、文明論を取り扱う。なお東京裁判は、巨視的に見れば対日戦犯裁判の一つである。そこで第三部では、その他の対日戦犯裁判にも目を向け、B級戦犯として異国の法廷に立つに至った二人の陸軍軍人の手記を手がかりに、異文明との対決の様相に考察を加える。

したがって本論文は、「文明」の語をキーワードとして展開することとなるが、予め「文明」の語を定義した上で各テキストを精読する方法をとるのではなく、むしろそれぞれの

テキストにおける「文明」の語が内包する意味、含意をテキストの読解作業を通して検討することを基本姿勢とする。

*

以下、各章の要旨を記しておく。

第一部は、「不朽の業績」との定評のある丸山眞男「軍国支配者の精神形態」を、法廷での日独被告の言動を研究対象とした先行研究として取り上げ、その批判を主眼とする。「軍国支配者の精神形態」では、「ニヒリストの明快さ」を持ち「悪に敢えて居坐ろうとする無法者」であるナチ戦犯、一方、「一様にうなぎのようにぬらくらし、霞のように曖昧」な答弁をする日本人戦犯、という全く対照的な描出がなされている。丸山は日本人戦犯の法廷での言動を総括して「日本ファシズムの矮小性」と断じ、さらにその「矮小性」の二つの特徴として「既成事実への屈服」と「権限への逃避」をあげている。

第一章では、丸山論文がおそらく意図的に省略したと思われる、論文に書かれていない法廷速記録の箇所を掘り起こしたうえで、丸山が日独旧指導者たちの差異であると見なす見解に批判を加える。省略部分を補えば丸山の主張とはむしろ反対に、多大の共通点が見られることを実証する。

第二章、三章では、日本の旧支配層の「矮小性」の典型例としてあげられている南京攻略時の最高指揮官松井石根、開戦、終戦時の外相東郷茂徳の言動について丸山の史料解釈を検証し、その解釈を反駁する。

第四章では日独被告の代表とみなされることの多い東條英機、ヘルマン・ゲーリングが法廷で開陳したそれぞれの責任論を詳細に検討し、そののち、日独法廷の共通点をさらに探求することとする。

第二部は、様々な立場で東京裁判に関わった人たちの裁判論、文明論を扱う。各章は個々に独立した章であると同時に、その人たちがいつしか直接、間接に相互に関わりあっている様子、東京裁判がきっかけで生まれた人間模様、を全体として描き出すことをも試みる。

第五章は、竹山道雄の東京裁判論を扱う。首席検察官の「文明の断乎たる戦い」の視角にいち早く反応し、東京裁判を終生の思索のテーマの一つとした竹山の一連の論考は、文明の観点からこの軍事裁判を考える視点を提供する。その論考を一人の日本人の東京裁判への反応の軌跡として取り上げる。

第六章は、オランダ代表判事ベルナルド・レーリングを考察の対象とする。近年刊行された対談を主たる題材とし、そこに見られる東京裁判をめぐる新事実をまず確認する。さらに、偶然日本と出会うこととなった、また竹山道雄とも親交を持つにいたった、一人の西洋人の真摯な思索の跡、日本という異文化を理解しようとした努力の跡をも読みとる。

第七章では、「日本無罪論」として一面的に取り扱われることの多いインド代表判事ラ

ダ・ハノビッド・パルの個別意見書を、反オリエンタリズムの書として精読する。そのうち、パル意見書にも引かれているアメリカ人思想家アルバート・ノックのハルノート批判の反響を追跡し、その埋もれた思索家の著作を精読する。

第八章は、異文化接触の国際法廷で、異文化の緩衝材の機能をも果たしたアメリカ人弁護士ベン・ブルース・ブレイクニを扱う。英米法の法廷で英米法を用いて応酬するブレイクニの姿を確認した後、その英米法という異文化を戦後日本に紹介した姿を取り上げる。その過程は、ブレイクニ本人には日本という異文化を体験することでもあった。

第九章で精読する『時代の一面』の著者東郷茂徳は、東京法廷でブレイクニを弁護人に得て闘った人だった。『時代の一面』は「文明史的考察を行はんとする」試みだと東郷は書く。『時代の一面』を『蹇蹇録』と併せ読むことを通し、文明批評家としての東郷を論じる。

第三部は、日本を遠く離れた海外の地で、戦犯として裁きの庭に立った日本人将官の獄中記を丹念に読み解く試みである。その裁きは、異国で旧敵国により裁かれるという異文化体験でもあった。

第十章は、シンガポール攻略直後の華僑肅清事件の責任者、河村参郎中将の獄中記の精読から成る。法廷での河村中将の言動を、イギリスという他者を相手とする思想闘争と見て、公判を掲載する新聞記事をも追いつつ、思索のあと異文化理解の軌跡を考察する。

第十一章では、ラバウルの将軍今村均の回顧録を検討する。実業人に対する人生指南の書、という定評があるが、何よりも回顧録には文学作品としての妙味があることを指摘し、その上で「戦犯の慈父」と形容される今村の戦犯裁判観を考察する。

以上の各章の考察が扱う題材は、法廷速記録をも含む通常歴史史料と呼ばれるものに他ならない。だが、いわゆる文学作品を精読するときと同じ手法で、熟読可能である。そこで終章では、やや視点を変え戦争と文学との関わりを日本の文学史全体の中で考え、対外戦争が文学作品を生み出したのは実に第二次大戦が初めてであったという視点を提唱しつつ、本論文が取り扱った史料の多くが、文明を論じる広義の文学作品にもなっていることを指摘する。

*

本論考で扱った、東京裁判をはじめとする対日戦犯裁判にさまざまな形で関わることとなった人たちの「文明観」を、一言でまとめるようなことはできないし、それは本論考が目標とすることでもない。各テキストが内包する「文明」を描き出すことを論述の第一義としている。裁かれる側の「反応」には、時には思い違いや感情的反発も見られたものの、どの「文明観」も首席検察官の浅薄な「文明」理解をこえたものであったこと、また対日戦犯裁判は文明について思索を巡らす機会をも提供したこと、を指摘しておきたい。